

川西町議会基本条例（素案）【逐条解説】

前 文

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第3条～第4条）
- 第3章 議会の基本ルール（第5条～第7条）
- 第4章 議会と住民との関係（第8条～第11条）
- 第5章 議会と町長等との関係（第12条～第15条）
- 第6章 議会改革・体制整備（第16条～第20条）
- 第7章 政治倫理（第21条～第23条）
- 第8章 基本条例の位置づけ（第24条～第25条）

（前 文）

私たちの川西町は、国のまほろばと言われる奈良盆地の中央部の河川の集積地に位置し、長い歴史と能楽・観世流の発祥の地というような豊かな文化を育んできた町である。そのような環境のなか、これまでも多くの先人たちが、町政の発展と町民福祉のために不断の努力を積み重ねてきた。

しかしながら、地方分権の流れのなか、地方自治体の自己決定権と責任の範囲が拡大され、地域自らの責任と決定によるまちづくりが求められている。その中で、本町において人口・教育・災害など避けることができない地域課題が増大する今日、川西町議会（以下「議会」という。）は、今まで以上の的確な意思決定と、町民の負託に応える役割と責任を担っている。

そのためには、議会は町長及びその他の執行機関との立場や機能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、公平かつ公正な議論を尽くし、議事機関として執行機関を監視する機能及び政策形成する機能を最大限に発揮する必要がある。

ここに、本議会は、議会の基本理念を明らかにするとともに、議員の責務及び役割、議会運営の原則等の本議会に関する基本的事項を定めることにより、町民の視点に立って、『議会にちかい町』として町民の負託に的確にこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

この条例に定める議会としての独自の議会運営のルールを遵守し、実践することにより、町民に信頼され、存在感のある、豊かな議会を築いて行きたいと考える。

【解説】

本町の歴史的・文化的背景を踏まえつつ、地方分権の進展に伴う自己決定・自己責任の原則のもと、議会が果たすべき意思決定、監視、及び政策形成の機能と責任を明確にしています。町民の視点に立ち、「議会にちかい町」として信頼される存在感のある議会を構築していくという、本条例を制定するにあたっての基本姿勢と決意として示すものです。

【用語】

※執行機関 町の施策等を執行する町長をはじめとする各種の機関（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員など）のこと。

※議事機関 条例の制定その他、地方公共団体の行政運営の基本的事項について審議し決定する機能を有する地方公共団体の機関のこと。議会を指す。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制の下での議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、公正かつ公平で透明な議会運営を図り、もって町民福祉の向上及び民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

前文に掲げた議会の基本姿勢と決意を受け、本条例の目的を規定しています。町長と議会がそれぞれ住民から直接選挙で選ばれる「二元代表制」の原則に則り、議会に関する基本的事項を定めることで、公正・公平かつ透明な議会運営を行い、もって町民福祉の向上と民主的な町政発展に寄与することを定めています。

【用語】

- ※地方自治の本旨** 憲法第92条、地方自治法第1条などで定められています。地方自治の本旨は、国から独立した団体が自らの権限と責任において、地方の行政を行う「団体自治」と住民の意思と責任に基づいて地方の行政を行う「住民自治」があり、この2つの要素から成り立ちます。
- ※二元代表制** 憲法第93条第2項には、地方公共団体の長（町長）と議会の議員（町議会議員）をともに住民が直接選挙で選ぶことを定めています。町長（執行機関）と議会（議事機関）それぞれが住民を代表することとなり、互いに対等な機関として、相互の均衡と調和を図りながら、地方公共団体運営の基本方針を決定していきます。
- ※町民の福祉の向上（増進）** 地方自治法第1条の2で地方公共団体の役割について、「住民の福祉の増進を図ることを基本として」と定めているように、より広く住民全体の利益、地域における公共の利益を目指すものです。

【参考条文】

※日本国憲法第 92 条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

※日本国憲法第 93 条の 2 項

地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

※地方自治法第 1 条

この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

※地方自治法第 1 条の 2

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

(基本理念)

第2条 議会は、町政において、町長その他の執行機関(以下「町長等」という。)と対等の議事機関として、町民の多様な意思を的確に把握し、町政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

【解説】

議会が活動する上での根本的な理念や考えについて規定しています。

議会は町長等と対等な立場にある議事機関であることを自覚し、町民の多様な意思を的確に把握・反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くして地方自治の合意形成を目指すことを定めています。

【用語】

※執行機関 町の施策等を執行する町長をはじめとする各種の機関(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員など)のこと。

※議事機関 憲法第93条第1項に、地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置すると定められ、憲法上の必置機関とされています。多数人の合意によって地方公共団体の意思を決定する機関であり、「意思決定機関」、「議決機関」と同じ意味です。

【参考条文】

※日本国憲法第93条の1項

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、町民を代表する議事機関であり、公正性及び透明性を重んじ、町民の多様な意見、要望及び提言を町政に反映させるため、町民参加を進め、町民に開かれた議会運営を行うものとする。

2 議会は、町長等と常に緊張ある関係を構築し、議会の権限を行使するものとする。

3 議会は、町政の課題及び争点を明らかにするとともに、多様な民意を反映するため、各議員の発言及び議員相互の討議を尊重するものとする。

4 議会は、議決責任を認識し、政策立案、政策決定及び政策提言に関し、町民に対して説明に努めなければならない。

【解説】

議会という組織全体が遵守すべき活動原則を規定しています。公正・透明な運営と町民参加の推進、執行機関（町長等）との適切な緊張関係の保持、議員相互の討議の尊重、及び議決に関する責任の自覚と町民に対する積極的な説明責任を果たすことを定めています。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動するものとする。

- (1) 議会の構成員として、町民全体の福祉の向上を目指した活動に努めること。
- (2) 議会が言論の府であることを十分認識し、議員間の自由な討議の推進を図ること。
- (3) 町政の課題全般について町民の意見要望の把握に努めること。
- (4) 自己の能力を高める不断の研鑽に努めること。
- (5) 町民の代表としてのふさわしい活動に努めること。

【解説】

議会の構成員である議員個人が、町民の代表として活動する際の5つの指針を規定しています。町民全体の福祉向上を優先すること、自由な討論を行うこと、民意の把握に努めること、不断の研鑽を行うこと、及び代表にふさわしい品格ある活動を行うことを定めています。

【用語】

※言論の府 議員の活動の基本は言論であり、討議を重ね合意形成することで問題が決定されるという考えから議会のことを言論の府と呼んでいます。

第3章 議会の基本ルール

(合意形成)

第5条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互の自由討議を活用した運営を行う。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び町提出議案並びに町民提案に関して審議し結論を出す場合、議会としての共通認識の醸成を図り、積極的に議長または委員長の裁量により議員相互間の議論を尽くして合意形成に努める。

【解説】

議会が単なる多数決の場ではなく十分な議論を尽くす場であることを踏まえ、合意形成に至るプロセスを規定しています。議員相互の自由討議を活用し、本会議や委員会において議会としての共通認識を醸成しながら、議論を尽くして合意形成に努めることを定めています。

【用語】

※本会議 全議員で構成する議会の会議。地方自治法上は「会議」又は「議会の会議」と規定されています。議会としての権限、能力は、本会議に認められており、法律上要求される議会の議決、同意、決定、承認、採択等は、この本会議で行わなければ法的な効力は生じません。

※委員会 議会の内部組織として、本会議における審議の予備的審査、調査機関として設置される委員会のことをいいます。委員会の種類は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会があります。

※合意形成 議論を通じて、議員相互の意見の一致を図る過程（行為）のことをいいます。

(委員会の活動)

第6条 委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)は、議案等の審査、町政に関する課題の調査又はその所管に属する事務に関する調査の充実を図ることにより、その機能が十分に果たされるよう努めるものとする。

2 常任委員会及び特別委員会は、議会の閉会中においても各所管に属する事務に関する調査を、積極的に行うよう努めるものとする。

3 委員会は、その審査又は調査に当たって資料等を積極的に公表し、町民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

4 委員長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、論点・争点を明確化し、民主的かつ効率的な委員会運営を行うものとする。

5 委員会は、議会における政策立案及び提案を積極的に行うものとする。

6 委員会は、町民の要請に応じ、審査の経過等を説明するため、懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

【解説】

議会の実質的な審査・調査機関である各委員会の役割と活性化について規定しています。閉会中の積極的な調査、審査資料等の公表、分かりやすい議論、論点・争点の明確化、政策立案、及び町民への説明を果たすための懇談会等の実施に努めることを定めています。

【用語】

※常任委員会 議会が条例で設置する委員会のうち、町が執行する事務に関する調査及び議案、請願等の審査を行わせる委員会のことをいいます。

※議会運営委員会 円滑な議会運営を期すため、議会運営の万般について、協議し、意見調整を図る場として設置された委員会のことをいいます。

※特別委員会 常任委員会及び議会運営委員会のほかに、特定の事件を審査するために設置された委員会です。

(危機管理)

第7条 議会は、災害等から町民の生命及び財産を保護するため、日常的に必要な対策を推進するとともに、災害等発生時は行政と必要な協力を行い、その対策に当たるものとする。

【解説】

大規模災害等の発生時における議会の役割を規定しています。平時における日常的な対策の推進に加え、発災時には、町民の生命及び財産を保護することを最優先とし、行政と必要な連携・協力を行いながら迅速に対策にあたることを定めています。

第4章 議会と住民との関係

(会議の公開)

第8条 議会は、公平かつ公正で透明な議会運営に資するため、本会議及び委員会を原則として公開するものとする。

2 議会は、町民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

【解説】

議会運営の透明性を確保するための原則を規定しています。本会議だけでなく委員会についても原則公開とすること、ならびに町民が広く傍聴しやすいよう環境の整備に努めることを定めています。

(広報及び広聴)

第9条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

3 議会は、議会の広報及び広聴の内容、在り方等について、常に検証し充実を図るものとする。

【解説】

議会からの情報発信（広報）と町民の声の傾聴（広聴）に関する活動を規定しています。各議員の賛否の公表をはじめ、情報技術を活用した多様な広報手段の導入、ならびにこれら広報・広聴活動の在り方を常に検証し、充実を図ることを定めています。

(町民参画)

第10条 議会は、町民の多様な意思を町政に反映することができるよう、町民との意見交換の場を多様に設けることに努め、議員の政策立案能力の強化に努めるとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

【解説】

町民の多様な民意を的確に町政へと反映させるための取り組みを規定しています。議会が主体となって意見交換の場を多様に設け、そこから得た課題や意見をもとに、議員自らの政策立案能力を強化し、政策提案の拡大を図るよう努めることを定めています。

【用語】

※政策立案 町政における課題解決を図るため、政策を構想し、その実現のために必要な仕組みに関する条例を議会に提案することです。

※政策提案 条例の提案、決議、宣言など町政に関する提案をいいます。

(請願及び陳情)

第 11 条 議会は、請願及び陳情を町民等による政策提案として取り扱うことができる。

2 請願又は陳情の審査に当たり、議長又は委員会が必要であると認めるときは、その提出者の意見を聴く機会を設けることができる。

【解説】

憲法及び地方自治法に基づく請願・陳情の取り扱いについて規定しています。これらを町民による重要な政策提案として位置づけること、また、より深い審査を行うため、必要に応じて提出者を委員会等に招き、直接その意見を聴く機会を設けることができる旨を定めています。

【用語】

※請願 憲法第 16 条で認められた国民の権利の一つで、国または地方公共団体の機関に対し、文書により希望や要望を申し出るものです。地方議会に請願を提出する場合は、地方自治法の規定により、議員の紹介により提出しなければならないとされています。

※陳情 請願のように憲法に保障された権利ではなく、一般的な手続きや形式が法律に定められているわけではありませんが、国または地方公共団体の機関に対し、実情を述べ適当な措置を要望することをいいます。

【参考条文】

※日本国憲法第 16 条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第5章 議会と町長等との関係

(町長等との関係)

第12条 議会は、二元代表制の下、町長等と常に緊張ある関係を保持し、町長等の事務の執行の監視と評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、公平かつ公正な町政の発展に取り組むものとする。

【解説】

二元代表制における町長と議会の基本的関係を規定しています。互いに独立し対等な立場から、適切な緊張関係を保持しつつ、行政の監視と評価を行うとともに、積極的な政策立案・提言を行うことで、公平かつ公正な町政発展に取り組むことを定めています。

【用語】

※政策提言 町政における課題解決を図るため、必要と思われる政策を、提言書にまとめて提出することや、本会議の質問の場や委員会の場等で町長等に対して提案することです。

(議会の審議における資料等)

第13条 議会は、町長が提案する重要な計画、政策、施策及び事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、町長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) 政策等の発生源及び提案に至るまでの経緯
- (2) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (3) 政策等の総合計画における位置付け
- (4) 関連する法令及び条例等
- (5) 政策等の実施に係る財源措置
- (6) 将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、町長が議会に予算議案を提出するときは、町長に対して、施策別及び事業別の分かりやすい説明資料を提供するよう求めることができる。

3 議会は、町長が決算議案を提出するときは、町長に対して、議会の評価を行うための政策の進捗及び成果を示す分かりやすい説明資料を提供するよう求めることができる。

4 議会は、前3項に規定するもののほか、町政に係る調査に必要な情報の提供を町長等に対して求めることができる。

【解説】

議会における審議の質（政策水準）を高めるため、町長に対し情報の開示を求める権限を規定しています。提案される計画等の背景、他自治体との比較、財源、将来コストなどの明確化を要求できること、および予算・決算において施策別・事業別の分かりやすい説明資料の提供を求めることができる旨を定めています。

【用語】

※総合計画 地方公共団体が策定するすべての計画の基本となる行政運営の総合的な指針となる計画で、地域づくりの最上位に位置付けられる計画です。

(会議における質疑応答)

第14条 本会議における質疑及び質問は、一括質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、論点及び争点を明確にして行うものとする。

2 町長等及びその補助機関である職員は、議員の質疑又は質問に対して議長又は委員長の許可を得て、当該議員に対しその発言の趣旨を確認することができる。

【解説】

本会議等における質疑応答の方式を規定しています。一問一答方式等を活用して論点・争点を明確にすること、また、町長等が議員の質問趣旨をただすことができる「発言の趣旨確認（いわゆる反問権）」を認めることで、建設的な議論を展開することを定めています。

【用語】

※一括質問一括答弁の方式 質問者が複数の項目をまとめて質問した後、答弁者が答弁をまとめて行う方法のことをいいます。

※一問一答の方式 議員が疑問点を一つずつ取り上げ質問を行い、町長や執行機関の職員が答弁を行うという形式で問答を続けることをいいます。

なお、川西町議会の本会議では、最初の質問については、一括方式を用い、再質問以降で一問一答方式を用いています。

(議決事件の拡大)

第 15 条 議会は、議決機能強化のため、法第 96 条第 2 項の規定により積極的に議決事件の範囲の拡大に努めるものとする。

【解説】

地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき、議会が町政の重要事項に主体的に関与するための基本姿勢を規定しています。法律で定められた議決事項にとどまらず、町の重要な基本計画などについて、議会の議決を必要とする事項を独自に拡大するよう努めることを定めています。

【用語】

※地方自治法第 96 条第 2 項の規定 法律で定める本来の議決事項(地方自治法第 96 条第 1 項)のほかに、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするものが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

【参考条文】

※地方自治法第 96 条第 1 項

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結

すること。

六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

七 不動産を信託すること。

八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。))に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項(同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。))又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。))の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。))に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

十五 その他法律又はこれに基づく政令(これらに基づく条例を含む。))により議会の権限に属する事項

※地方自治法第 96 条第 2 項

前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第6章 議会改革・体制整備

(研修の充実強化)

第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家や町民等を招いて議員研修を実施するよう努めるものとする。

3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

(調査研究活動の推進)

第17条 議員は、政策形成及び立案能力の向上を図るため、積極的に調査研究その他の活動に努めるものとする。

【解説】

議員が複雑化する地域課題に対応し、高度な政策形成・立案を行うための能力向上を目的とした取り組みを規定しています。専門家等を招いた議員研修の充実を図ること、および議員個人が日々積極的に調査研究活動に努めるべきことを定めています。

【用語】

※政策形成 地域社会における課題を把握・分析し、その解決に向けて必要な施策や制度、または条例等のルールを立案・構築する一連のプロセスを指します。

本条例においては、議会が単に執行機関（町長等）の提案事項を監視・審議するにとどまらず、町民の意思を直接把握し、議会主導による政策の提言や条例制定等を積極的に行っていく役割と機能を意味しています。

(議会事務局の体制整備)

第 18 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の体制を整備し、その調査機能等の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室)

第 19 条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室(以下「図書室」という。)を設置し、図書の充実及び機能強化に努める。

2 図書室は、一般にこれを利用させることができる。

【解説】

議会の活動を組織的に支える基盤整備について規定しています。議会事務局の調査機能を強化し、議員の政策立案を補佐する体制を整えること、ならびに設置する議会図書室を広く一般の町民にも開放し、利用させることができる旨を定めています。

(議会改革の継続)

第 20 条 議会は、二代表制における機能強化及び時代に即応した最も効率の良い議会運営を実現するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、開かれた議会運営を行うため、議会の会議に関する規則、委員会に関する条例等を適宜見直すものとする。

3 議会は、前 2 項の規定による取組を行うため、議員で構成する推進組織を設置することができる。

【解説】

議会改革を一時的なものに終わらせず、持続的に行うための仕組みを規定しています。時代に即した効率的な運営や規則の見直しを適宜行うこと、およびそれらを推進するため、議員で構成する組織を必要に応じて設置できる旨を定めています。

第7章 政治倫理

(議員の政治倫理)

第21条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって町民の疑惑を招くことのないよう、行動しなければならない。

【解説】

議員が保持すべき高い倫理観について規定しています。町民全体の代表者としての自覚を持ち、その立場を不適切に利用することなく、町民に疑惑を招くような行動を厳に慎まなければならないことを定めています。

議員の政治倫理に関することは、川西町政治倫理条例を策定しています。

(議員定数)

第 22 条 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、町民の代表である議会が、町民の意思を町政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。

2 議会は、議員の定数の改正に当たっては、町民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。また、議員定数の基準は、人口、財政力及び町の事業課題並びに行財政改革の視点も十分考慮し、決定するものとする。

3 議員の定数に関しては、別に条例の定めるところによる。

【解説】

議員定数の決定における基本原則を規定しています。単なる効率性やコスト削減だけでなく多様な民意を反映できる規模を考慮すること、見直しの際は町民の意見反映に努めること、および人口や財政状況を総合考慮し、定数は別に条例で定めることを定めています。

議員の定数に関することは、川西町議会の議員の定数を定める条例を策定しています。

(議員報酬)

第23条 議員報酬は、議会活動と議員活動に議員が専念することができる制度的な保障という面に配慮しつつ、社会経済情勢、本町の財政状況等を主眼に定められなければならない。

2 議員報酬に関しては、別に条例の定めるところによる。

【解説】

議員報酬の決定における基本原則を規定しています。議員が生活基盤の過度な不安なく議会活動・議員活動に専念できるよう配慮しつつ、社会経済情勢や本町の財政状況を客観的に考慮し、報酬は別に条例で定めることを定めています。

議員の報酬等に関することは、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例を策定しています。

第8章 基本条例の位置づけ

(その他の条例との関係性)

第24条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

【解説】

本条例が川西町議会における「最高規範」としての位置づけを持つことを規定しています。他の議会関連条例の制定・改廃の際は本条例との整合性を図ることを定めています。

(条例の見直し)

第 25 条 議会は、常に町民の意見、社会情勢その他の状況の変化を勘案し、議会運営に係る不断の評価及び改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【解説】

社会情勢の変化や町民の意見、また議会運営の実績に即し、本条例が形骸化することを防ぐための手続きを規定しています。常に不断の評価と改善を加え、必要があると認めるときは条例の改正を含めた適切な措置を講ずることを定めています。